

管理計画認定制度 豊島区独自基準に関する審査手続きについて

(豊島区に直接申請をする場合を除く)

管理計画認定制度 豊島区独自基準に関する審査を本区が実施するあたり、管理計画認定制度の申請担当者の方に行っていただくことは下記の3点となります。

1. 豊島区が発行した納付書を用いて、近くの金融機関で申請手数料を納付する。
2. 申請書(豊島区の独自基準の反映された書式:認定申請書 別記第1号様式(豊島区))に必要事項を記入し、豊島区に提出する。
3. 豊島区独自基準に関する事項を反映した表明保証書を作成し、豊島区に提出する。

1. 申請手数料の納付について

- システムの申請者情報を確認して、申請担当者にマンショングループから連絡をします。
- 独自基準審査手数料(3,900円)を発行し、申請担当者に郵送します。
- お近くの金融機関で入金をお願いします。※3,900円以外に金融機関で手数料はかかりません。
- 豊島区会計課が入金を確認するまで2週間程度の期間が必要です。入金を確認できた時点で本区は審査を開始します。

※区が審査を開始するまでの期間の短縮を希望する場合は、以下のいずれか方法を行ってください。

- ① 納付領収書のスキャンデータをマンショングループまでメール送付
- ② 納付書をマンショングループ(庁舎6階)窓口で受取り、みずほ銀行窓口(庁舎8階)で納付する。
⇒みずほ銀行窓口はその場で領収書を発行⇒領収書をマンショングループに提示。

☆ 納付書には納付期限が記載されていますが、期限を過ぎても入金に使用できます。

2. 認定申請書 別記第1号様式(豊島区)の提出について

- マンション管理センターへ申請を行った際に添付した申請書は、国が標準様式として定めたものです。
- 上記申請書とは別に、豊島区独自基準の内容を第六面に反映させた認定申請書『認定申請書 別記第1号様式(豊島区)』を豊島区に提出していただきます。
- 第一面から第六面まで全て記入してください。
- 『認定申請書 別記第1号様式(豊島区)』は豊島区のホームページでダウンロードすることができます。

(次ページへ続く)

- 『認定申請書 別記第1号様式(豊島区)』(第六面)は以下のとおりです。

(第六面)

5. 豊島区マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項

【1. 防災への取組】	
【自主防災組織の有無】	☐ 無 ☐ 有
【定期的な防災訓練の実施】	☐ 無 ☐ 有
【防災備蓄の有無】	☐ 無 ☐ 有
【防災マニュアルの有無】	☐ 無 ☐ 有
【2. 災害時要援護者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】	
【災害時要援護者名簿】	☐ 無 ☐ 有
【年1回以上内容の更新の有無】	☐ 無 ☐ 有
【3. マンションの所在する地域の住民との良好なコミュニティの形成】	
【町会・自治会加入等協議報告書の届出の有無】	☐ 無 ☐ 有
【4. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否	

<1. 防災への取組>

豊島区独自基準を満たすためには、【自主防災組織の有無】【定期的な防災訓練の実施】【防災備蓄の有無】【防災マニュアルの有無】4項目のうち、どれか1項目が(有)である必要があります。

<2. 災害時要援護者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無>

豊島区独自基準を満たすためには、【災害時要援護者名簿】【年1回以上内容の更新の有無】の両方について(有)である必要があります。

<3. マンションが所在する地域の住民との良好なコミュニティの形成>

【基本的な考え方】

「管理組合員と町会との関係をどうするかについて、管理組合員の間で議論が行われて、一定の結論が出ているか否か(区分所有者が町会(地域)との関係に関心ではない)」という視点で、認定基準を満たしているか否かの判定を行っています。

【基準を満たしている例】

- **総会で管理組合員と町会との関係について議決が行われている**
管理組合全体で町会加入する
町会加入は各区分所有者の任意とする
管理組合全体で町会加入としていたが、脱退は任意とした 等々
⇒提出資料:議決内容の記載された総会議事録の写し
- **管理規約の中に地域コミュニティ(町会)との良好な関係の構築に関する規定がある。**
- **管理組合全体が町会に加入している。**
⇒提出資料:管理費から町会費を支出していることが分かる会計報告、町会からの町会費請求書・領収書
- **管理組合員が各自の判断で町会に加入している。**
⇒各自の町会加入を証明する資料の提出は不要です。表明保証書に各自の判断で町会加入している旨の記載をしてください。

【基準を満たしていると判断できる資料がない場合】

管理組合は改めて、町会と「管理組合が町会に加入するか否か」協議をしていただく必要があります。この場合、協議を行うことが認定の要件であり、協議の結果、町会に加入することを求めるものではありません。

- 『認定申請書 別記第1号様式(豊島区)』は第一面から第六面まで全ての面の記入をお願いします。
(第六面のみの提出は不可となります。)

3. 表明保証書の提出について

- 『認定申請書 別記第1号様式(豊島区)』(第六面)でチェックした事項を反映した表明保証書を作成し、提出してください。

(作成例)

表明保証書

豊島区長 高際みゆき様

1. 当管理組合では、組合員名簿(区分所有者名簿)を備えており、年一回以上更新していることを表明し保証します。
2. 当管理組合では、居住者名簿を備えており、年一回以上更新していることを表明し保証します。

3. 当管理組合では、防災への取り組みとして以下のとおり実施していることを表明し保証します。
自主防災組織の設立
年一回防災訓練の実施
防災備品の備蓄

4. 当管理組合では、災害時要援護者名簿を備えており、年一回以上更新していることを表明し保証します。

5. 当管理組合では、上記1、2、4の各名簿の取扱いに関する規定に基づき、適正に保管及び利用していることを表明し保証します。

6. 当管理組合では、〇〇〇〇町会に加入し、地域との良好なコミュニティの形成に努めていることを表明し保証します。

令和 年 月 日

マンション所在地

〇〇〇〇〇マンション管理組合

理事長 〇〇〇〇

※理事長印は不要です。

【防災への取組】4項目の内、申請書に(有)とチェックしたものを表明保証してください。

町会に加入している場合の記述例です

【担当】

豊島区住宅・マンション課

マンショングループ

担当 高木

TEL:03-3981-1385

アドレス:A0022901@city.toshima.lg.jp